

委 託 契 約 書

委 託 業 務 名	太田川源流の森施業計画再編業務
履 行 場 所	廿日市市吉和
契 約 期 間	平成 29 年 月 日から平成 30 年 3 月 9 日まで
委 託 契 約 金 額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円)
支 払 方 法	請求期限 受注者は、発注者の検査完了後、業務が完了した日の翌日から起算して 30 日以内に支払請求書を提出するものとする。
支 払 期 日 ( 期 限 )	契約代金の支払期日(期限)は、業務が完了した日から起算して 60 日目にあたる日とすること。ただし、発注者の検査完了後、請求があった日から起算して 30 日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とすること。
検 査 完 了 期 日 ( 期 限 )	業務が完了した日から起算して 20 日目にあたる日
契 約 保 証 金	要 ただし、公益財団法人広島市農林水産振興センター契約規則第 30 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は免除
そ の 他 の 契 約 事 項	公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款のとおり
特 約 条 項	なし
適 用 除 外 事 項	契約保証金を免除した場合は、公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款第 16 条適用除外
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 月 日

発注者 広島市安佐北区深川八丁目 30 番 12 号  
公益財団法人広島市農林水産振興センター  
理事長 新 谷 耕 治

受注者